

電子契約を一部導入します

福岡市交通局では、手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みとして、契約相手方の利便性の向上のため、電子契約を一部導入します。

あわせて、契約締結の際に必要な契約保証について、電子保証書を確認することで、来庁せずに契約することが可能になります。

1 対象

令和7年8月4日以降に交通局総務課が契約する一部*の工事・製造

*8月4日以降に公告した、一般土木A・B、建築A・B、電気A、管A、ほ装A、造園Aの工事または予定価格1億円以上の工事

*8月4日以降に公告した、鉄道車両の製造（WTO基準額以上）

*8月4日以降に見積依頼した、予定価格1億円以上の特命随意契約を行う工事・鉄道車両の製造

●上記案件については、原則、電子契約といたします。

電子契約を行うにあたり、「電子契約サービス利用申請書」を契約締結前に提出していただきます。

2 導入する電子契約システム

電子印鑑 GMOサイン（GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）

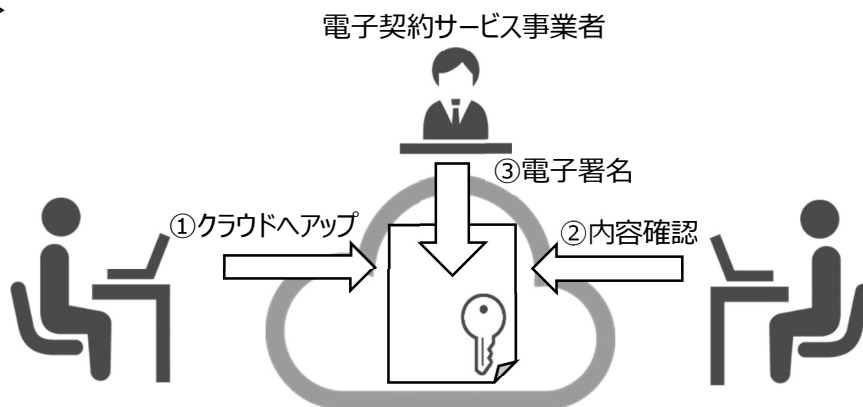
3 電子契約のメリット

- ① 契約書の印刷や製本、紙での保管が必要なくなります。
- ② 契約書への押印や書類の持参にかかる手間が省けます。
- ③ 契約書に貼り付けする収入印紙が不要になります。

電子契約とは、インターネット等の情報通信技術を利用し、電子ファイルに対して電子データ（電子署名・タイムスタンプ等）を記録して締結する契約のことをいいます。

今回導入する電子契約は、契約書など文書をクラウドにアップし当事者間で文書を確認、電子契約サービス事業者など第三者が電子署名する方式（立会人型）になります。

<イメージ>



【問い合わせ先】

福岡市交通局総務部総務課契約管財係 TEL:092-732-4118